

末松謙澄の英國帝室諸礼調査について

—宮内省による近代皇室制度調査によせて—

宮内省書陵部編修課
首席研究官

堀 口 修

はじめに

明治十一（一八七八）年二月十日、英國公使館付一等書記見習の辞令をうけた末松謙澄⁽¹⁾は、横浜を出帆し西廻りで一路英國を目指し、同年四月一日ロンドンのピクトリアステーションに降り立つた。これ以降末松は、明治十九年三月に文部省参事官の辞令を受けて帰国するまでの約八年間、本務もさることながら、英文で『源氏物語』（明治十五年。最初の十七帖のみ）等を出版するなど文化面でも活発な活動を行つた。またケンブリッジ大学に学んで明治十七年には法学士の学位も得た。しかし明治十四年四月二十三日にロンドンで行つた日本政府の財政・外交政策批判論『論日本政府政略』と題する講演が、時の外務卿井上馨に誤解され帰国命令が云々される程になつた問題も引き起⁽²⁾している。しかしこの問題は、渡英以前から末松を引き立てていた伊藤博文の取りなしにより解決し、帰国命令は出ず、引き続き英國での生活を送ることができた。

ところで末松については、本格的伝記がないため不明な点が多く、そのため彼の滞英中の活動も具体的な内容を知ろうとすると中々手掛かりがないのが現状である。それでもいくつかの関係資料を調べてみると、従来あまり指摘さ

れていな情報もあり、それが在英中の彼の活動をより深く知る手掛かりになる可能性が見出される。従来末松の在英中の活動として知られるものとして「本務ノ餘暇ヲ以英佛歴史編纂方法取調」を命じられたことがある。このことは後年の明治三十年、彼が毛利家歴史編輯所給裁を委嘱され「防長回天史」の編纂に従事したことを考え併せると、何か因縁めいたものを感じさせる。しかし筆者が確認したものとしては、それ以外にその経緯は不明であるが、明治十二年四月二十四日、末松が作成した「歐洲事情」書が侍補吉井友実を通じて天覧に供されているという事実がある。⁽⁴⁾

さらに本稿で取り上げる英國帝室の諸礼⁽⁵⁾に関する調査もある。それは、宮内庁書陵部に所蔵されている「英國諸禮觀察報告書」（全三冊、函架番号一七〇一二二八。以下「報告書」と称する）から明らかとなつた。こうしたことから末松の在英中の活動は、従来知られているものよりもっと幅広いものであつたことが伝わつてくる。しかしこうした多面的な活動の詳しい調査・分析がなされていないため、その活動自体の位置づけができるのも現実である。また末松の活動を単に彼自身のものとして理解するだけでは不十分であり、それを近代皇室制度の確立過程の中に置いた上で、その活動の位置づけをなす必要もあるやに考える。そこで本稿では、その一端を担うべく右の「報告書」の内容を紹介してみたい。

— 近代皇室制度の特質—国民統合と開国和親—

政府及び宮内省が種々の儀礼も含めた近代皇室制度の確立をどのように構想し、且つ構築しようとしていたのかを明らかにせずして末松の調査を意義付けることはできない。しかし従来の研究は、それらのことを明らかにできるほど進展していないのも実情である。そこでここでは、こうした研究状況を踏まえて、まず新たに確立しなければなら

ない皇室制度にはどのような特質が内包させられていったのかという点を確認したい。

一、慶應四年八月二十七日、京都で明治天皇の即位式が挙行された。その少し前の同月十二日、即位式の次第内容を調査するため、御即位新式取調御用¹神祇官副知事亀井茲監、神祇官判事福羽文三郎（美静）、同取調御用掛²津和野藩士佐伯太郎、同井上隆藏、同山田耕右衛門らが任じられた。他方、御即位御用掛には権大納言正親町実徳、左中辨勘解由小路資生らの公卿も任じられた。³この時、儀式のあり方をめぐつて旧来の朝廷・公卿百官を主体とすることを唱える公卿等と、政府を主体とすることを唱える福羽等との間に意見の相違があつたが、結局即位式は後者の意見により執り行われた。⁴そしてこの時挙行された即位式の特色・意図は、福羽が提出した「即位新式抄」からよく読み取れる。この「即位新式抄」は、新政府を取り巻く時代状況が大きく反映した興味深い内容となつており、①秘儀である大嘗祭の不变性（実際は明治維新で変化している）と、天下に知らせる即位式の時代の流れによる変化の容認、②中國式（唐制）及び仏教の要素の排除、③大地球儀（徳川斉昭が孝明天皇に献上したもの）の日本のところに天皇が靴を三度あてるという行為による国内外での天皇尊崇実現の願望（但し即位式当日は、雨儀のため未実施）、④記紀神話から説き起こす連綿たる天皇統治の正当性を唱える寿詞の奏上、⑤「關東ノ平定」を急務とする判断により「關東行幸ノ御儀」が実施される状況下での略式の採用等にその特色⁵を見ることができるという。

このうち、①は顕密二面性のうち、顕にあたる部分の即位式を天下へ公知する重要性を認識している姿であり、②④は国家存立のオリジナリティーを強調する発想であり、③⑤はまさに新國家の樹立という厳しい政治課題と深く関わりながら皇室の存立基盤を新たに確立しなければならなかつた時代状況からくる条件をうけたものである。いずれにしてもこうした考え方は、皇室に関わる制度も「時代」を強く意識して組み立てなければならぬ段階に立ち至つたことの反映でもあるう。

二、明治二（一八六九）年七月二十二日、英國王子デューク・オブ・エジンバラが来日した。王子の来日は、新政府成立後、最初の外国皇族の来日であつたこともあり、日本側は、滞在中は賓客の礼をもつて遇し、浜殿延遼館を修補して旅館にあてるにした。また外國官知事伊達宗城と大原重実を領客使に、中辨中島錫胤（直人）・外務大臣町田久成を隨使に、外務權少丞宮本小一を掌客に任じて対応することにした。同月二十八日、王子は宮城に天皇を訪問されたが、これは、天皇にははじめての外国皇族との延見であつた。当時は復古主義が横溢する時期であつたこともあり、接遇の形式は、宮門での「祓麻」や隼人の「吠聲」がなされる等、古式を基本としたものであつたが、そこには新時代に即応した面が明らかに見出される。天皇との延見について『明治天皇紀』は次のように記す。

天皇、大廣間に出御、嘉彰親王上段に侍し、右大臣以下大納言・參議・外務卿・辨官等下段に侍立す、領客使、王子を誘引す、是の時奏樂あり、王子、親王と對坐し、公使及び隨員は下段に立つ、天皇立御、御對面御會釋あり、此の間停樂、畢りて王子と俱に椅子に御す、次に隨員に謁を賜ふ、禮畢りて入御、王子退下す、次いで領客使、王子を吹上御苑紅葉御茶屋⁽¹⁰⁾に導き、茶菓を饗す、即にして天皇、瀧見御茶屋⁽¹¹⁾に臨御、王子を招き、椅子に御して談話あらせらる、實美侍す、茶菓の饗あり、是の時、王子の獻品を受けたまふ、申の刻頃王子辭去せんとするや、立御御會釈あり、實美は階邊に、宣嘉は庭外に送る、王子歸館して後、天皇、嘉彰親王を遣はして答禮せしめたまふ、⁽¹²⁾

ところでこの英國王子の接遇形式に關して日本側は、英國公使パークス（Parkes, Harry Smith）との事前調整でかなり苦心したといふ。⁽¹³⁾では英國公使との事前調整ではどのような点が問題となつたのであるか。『明治天皇紀』が記すところによると、最初日本側が天皇との延見を吹上御苑の茶亭でとしたことに對し、公使は宮中に設けることを

求めたため大広間延見となり、また公使が上段に昇り、大臣と対座することを求める、且つ王子の隨員水師提督の待遇もまた同じようにすることを主張し、さらに参内の時、自国の歩騎兵による儀仗に加え、その兵の參集地点等について異議を唱え、我が王子への接遇が薄いとしたという。他方、こうした英國側の要求に対し一部在野の士には「其の禮遇厚きに失すと爲し、論難攻撃して已まらず、遂に大臣・納言・參議に謁し、朝議の在る所を聞かんことを請ふに至」つた者もいたという。これに対して岩倉具視等は、朝旨により諭し鎮静化したという。いずれにしてもこの時の接遇形式は、明らかに新時代に即応したものである。この時皇室は、好むと好まざると拘わらず開国和親の路線が必然的にたらす國際儀礼における対等性の原則を受容しなければならない「時代」に入つていったのである。

右に述べた二つの事象は、近代の皇室制度が内包せざるを得ないであろう二つの特質が明確に読み取れ重要な意味を持つ。その特質とは、次の二つである。一つは、國家統治権と國家祭主権を併有する天皇を頂点とする新しい国家体制の樹立¹¹、国民の統合という国内政治上の契機から形成されたもの、即ち新政府による國家再編成過程において、即位式そのものが国家への求心力を増殖させる重要な手段とされたことに密接に関連して形成されたものである。二つは、新しい国家体制が國際社会との連環性を求めるという國際的契機から形成されたもの、即ち明治新政府が万国との開国和親を国是としたことにより、互恵主義による國際儀礼の対等性が必然となつたためにより形成されるもので、これは從来の皇室制度の根幹に大きな変更をもたらすことになった。よつて近代の皇室制度は、右の二つの特質を有しながら構築せざるを得なかつたのである。そうした意味から明治維新直後に生起した右の二つの事象は、その後の皇室制度確立のための諸作業においても、関係者が外すことのできない基本的枠組みを形成したといつても過言ではないであろう。⁽¹⁴⁾

二 近代皇室制度の調査

宮内省は、何故末松に英國帝室の諸礼調査を命じたのかという点を検討してみたい。但し現在筆者は、このことを明らかにする一次史料を提示できない。そこでここでは従来あまりとりあげられず、且つ調査機関でのそれではなく個人が中心となつて行われた次の二つの事例を確認し、そこから末松への調査依頼へ繋がる動向を探つてみたい。⁽¹⁵⁾

一、明治四年から同六年にかけて欧米へ派遣された岩倉使節団には、理事官として宮内省から侍従長東久世通禧、その隨行として宮内大丞村田経満（新八）、大使隨行として式部助五辻安仲らが参加していた。彼等は、この時近代の皇室制度に関連する調査を命じられていたが、その成果は、明治六年九月二十四日付で東久世と五辻の連名で太政大臣三条実美に提出された「宮内省式部寮理事功程」⁽¹⁶⁾（以下「理事功程」とする）に確認することができ
る。この「理事功程」には、「英國朝廷謁見式」「謁見札式」「仏國札式」等で構成されている。この「理事功程」は、
その作成経緯からしてあまり芳しい評価を与えていないが、その内容から理解されるように英仏の謁見式をはじめとする諸儀式の次第を調査したものである。尤もこの時の調査は、その後どのように活用され、且つどのような影響を与えていたのかという点が不明なため、その意義を確認することはできない。しかし新時代の草創期に政府・宮内省レベルでこうした分野の実地調査を行つたという実績を過小評価してはいけないと考える。

二、明治六年十月のイタリア王國皇族ジユク・ド・ゼエンの来日以後、途絶えていた國賓の来日が明治十二年以後再び実現するようになってきた。特にドイツ皇孫ハインリッヒ親王の来日の報が明治十一年の秋にあると、「皇室を始め政府に於てはその優遇接伴の法を講じ、天皇よりハインリッヒ親王並びに獨逸公使への御沙汰振りに就いては、
公（井上馨一引用者）より意見を徵せられた。⁽¹⁸⁾」という。

そしてこの時の皇室と政府の協議がどのように関連するか判明しないが、外賓接待に関する取り調べがあつたことが『明治天皇紀』明治十二年七月二十二日条に記されている。

近時外國の貴賓相續いで來朝す、然れども之れが待遇に成規なく、概ね前例に準由して之れを處理せるが、事國交に關して最も慎重を要すべきを以て、是の日、式部寮をして外賓待遇禮式を調査せしむべきことを宮内省に達し、更に外務・陸軍・海軍・宮内の四省に令して、委員各一人を選任せしむ、但し暑中休暇なるを以て九月十日以後審議を開始することとす、十月四日、外務卿井上馨を外賓待遇禮式取調委員長、宮内卿徳大寺實則を同次長と爲す、又委員四人の任命あり、陸軍省二人・海軍宮内兩省各一人とす。⁽¹⁹⁾

この外務卿井上を委員長、宮内卿徳大寺を次長という陣容でなされた取り調べは、『世外井上公傳』によると「宮中に取調所を設置して、各委員はその調査に從事した。かくて十三年十一月に至つて公私の諸禮式を完成し、大臣・參議を始め諸員は、これより洋風の諸會合に慣れるやうになつた」⁽²⁰⁾ という。しかしこの「公私の諸禮式を完成」したということが如何なる意味なのか、筆者は確認できないでいる。

また明治十四年のことであるが、外國貴賓の接待事務を從来の外務・宮内兩省担任から宮内省専担とするとの協議がなされ、その結果「外賓接待略規」⁽²¹⁾（以後「略規」とする）が定められた。そして以後この「略規」により外賓接待の事務は宮内卿が統轄する、儀式は式部頭が執行する等のことが確認されると共に、接待委員の選任・分担等も規定され、ここに外賓接待の原則が確立されたのである。

他方、こうした近代の皇室儀礼確立のための調査に対し、維新以前の儀礼の姿を後世に正しく伝えるための作業が行われていたことも見過してはいけない。例えば明治十年冬、右大臣岩倉具視は中山忠能以下八名の旧公家に大小

を問わずあらゆる行事を記録し、図面を加えて後世に伝えることを命じた。そして翌十一年十二月二十五日、宮内省は、改めて「維新以前諸儀式取調」を中山忠能以下二十一名に命じたが、明治二十一年十一月、その成果が恒例四十五冊、臨時二十二冊及び付図として完成し、同年十二月十四日にそれが明治天皇に上呈されている。またその上呈日に引き続き光格、仁孝、孝明三帝の凶事部編纂が広幡忠礼以下九名に下命されている。これは明治二十四年十二月、本文二十八冊、目録一冊及び付図一帖として完成したという。⁽²²⁾

以上、右に述べてきたように明治初年以来、近代の皇室制度確立のための調査が幾度となくなされており、末松への英國帝室諸礼調査の依頼もこうした流れの中にあることを踏まえなければならないことは明らかであろう。

三 英国帝室諸礼調査の委託

ここではまず最初に末松謙澄の経歴に触れておきたい。末松は、安政二（一八五五）年八月二十日、豊前国京都郡前田村（現行橋市）に、父末松房澄（七右衛門）、母伸子の四男として生まれる。幼名線松（千松）、通称謙一郎、のち謙澄と改め、青萍と号した。その後、村上仏山の私塾水哉園に学ぶ。明治四年上京して大槻磐渓、近藤真琴等に学び、さらに師表（東京師範）学校に入学するも退学する。その後高橋是清の知遇を得て、彼から英語を学び、高橋は逆に漢学を学んだという。明治七年東京日日新聞に入社して活躍し、旁社長福地源一郎の知遇も得た。同八年十一月正院御用掛出仕となり、ついで特命全権弁理大臣黒田清隆に随行して朝鮮国との国交交渉にあたる。

その後工部権少丞、太政官権少書記官・法制局専務等に就く。明治十一年一月英國公使館付一等書記見習として渡英する。この渡英にあたっては、參議伊藤博文の強い推輓があつたといわれ、伊藤は彼に英貨五十ポンドを餞別として与えてもらいる。在英中は、既述したように公務の傍ら英仏歴史編纂方法の取り調べをも行う。なお在英中、個人的

に英訳の『源氏物語』を出版するなどその活躍ぶりには目を見張るものがある。同十二年十一月には外務三等書記生・ロンドン公使館在勤となるが、同十三年十二月依頼免本官。そして同十四年ケンブリッジ大学（the College of St. John the Evangelist Cambridge）に入学する。

明治十七年六月に大学を卒業し、法学士の称号を得る。ついで同十九年三月文部省参事官となり帰国。翌四月に内務省参事官に転じ、翌二十年三月内務省県治局長に就任する。翌二十一年六月わが国最初の博士の学位制度が誕生すると、彼は加藤弘之、中村正直等と共に文学博士第一号となる。そして同二十二年四月、伊藤博文の次女生子と結婚。以後は、衆議院議員、法制局長官、内閣恩給局長、貴族院議員、通信大臣（第三次伊藤博文内閣）、内務大臣（第四次伊藤博文内閣）、枢密顧問官、宮内省御用掛等を歴任した。なお日露戦争時には英仏二国に滞在して英國輿論を日本側へ導くための働きかけを行うとしている。⁽²⁴⁾

なお末松の活動は、官界・政界のみにとどまらず文化活動にも及んでいることをつけ加えなければならない。例えば英國からの帰国後、演劇改良運動を提唱してその実践の場として「演劇改良会」を組織し、また毛利家歴史編輯所総裁（同三十年）、帝国学士院会員（同四十年）として歴史編纂、学術振興の面でも活躍している。そして大正九年（一九一〇）年十月五日、行年六十五歳で逝去。最終爵位は子爵（同四十年授爵）。

さて末松への調査依頼は、いつ頃なされたのであろうか。おそらくに触れたハイインリッヒ親王の来日時の接待問題と何らかの関連性があるものと思われるが確証はない。そこで論をさらに進めて、依頼の時期も含めて末松の報告書はどうのような経緯のもとに作成・提出されたのかを検討してみたい。そのための手掛かりとして、次の三つの資料の内容を検討してみたい。

一、明治（十一）年九月十九日付伊藤博文宛末松謙澄書翰

今度宮内省よりも英國帝室礼式取調として三ヶ年間一年五百円宛下賜候様に相成仕合せ申候、⁽²⁵⁾

二、「明治天皇紀」の明治十二年一月十日条の記事⁽²⁶⁾

客歲十二月、内務卿伊藤博文の稟請に依りて、大警視川路利良を歐洲各國に差遣し、警察事務を観察せしむることとす、利良近日出發せんとするを以て、午前十時平服を著して小御所代に出御、利良及び隨員少警視佐和正等に謁を賜ひ、(中略) 是より先六日宮内省、隨員正に委託するに、歐洲に於ける帝室の典章・儀禮、帝室事務局の制度等を調査すべきを以てす、但し英吉利國は、即に同國留學の末松謙澄に調査を託せるを以て之れを除く、

三、「英國諸禮觀察報生書」中の「第一報告書」(明治十四年一月十三日付)の書き出し

閣下ノ命ヲ奉シ意ヲ英國帝室諸禮ノ觀察ニ注セシヨリ日タル殆ド二年有餘始メテ稍稍其一班ヲ要領スルヲ得タリ、

これらの史料から次のことが明らかになる。

①右の一と二から末松は、明治十一年九月頃、宮内省から英國帝室礼式取り調べを依頼され、期間は三ヶ年間、報酬は年五百円宛下賜するという条件であった。

②二の末松への調査依頼は、単に彼のみではなく、明治十一年十二月の内務卿伊藤博文の稟請により翌十二年一月、警察事務視察のため大警視川路利良が欧州各国に差遣された際、宮内省から隨員の少警視佐和正に欧州における帝室の典章・儀礼、帝室事務局の制度等の調査が委託されていた。よつて末松への調査依頼は、この時期に宮内省で行われていた皇室儀礼の調査の一環としてなされたものであつた。

③何故末松が選ばれたのか、という点については右の史料からも明らかにできないが、彼が英國公使館付一等書記見習として渡英したこと、この渡英に伊藤博文が関わっていることなどは無視できないものを含んでいるように考えられるが、それ以上のことはわからない。

次に末松への調査依頼の具体的な内容、即ち調査事項であるが、いま筆者は、このことを語る関係資料に接することができないので、それを明らかにすることはできない。⁽²⁷⁾ またさきに触れた明治十一年から同十二年にかけて開始された調査がいつ頃まで続いたのかもよくわからない。宮内庁書陵部には末松のもの以外にもこの時の調査に関連して作成されたものと推測される資料がいくつかあるが、調査の下限を明確に確認することができないので今後の課題したい。

四 報告書—その構成と内容—

さて末松の「英國帝室諸禮觀察報告」⁽²⁸⁾は、左のような構成になつてている。

一、「英國帝室諸禮觀察報告	自第一至第三	二」（全七十二丁）
（号数）	（発信年月日）	（発信者）
第一	明治十四年一月十三日	在英國末松謙澄
第二	明治十四年一月二十二日	東京宮城ニテ徳大寺宮内卿
第三	明治十四年二月 五日	在英書生末松謙澄 東京宮城徳大寺宮内卿
二、「英國帝室諸禮觀察報告	自第四至第六	二」（全六十二丁）
第四	明治十四年二月二十日	遠官書生末松謙澄 東京徳大寺宮内卿
第五	明治十四年三月十四日	在英國末松謙澄 日本皇宮宮内卿徳大寺公

第六 明治十四年四月 六日 倫敦在留末松謙澄 東京德大寺宮内卿

三、「英國帝室諸禮觀察報告」自第七至第九三（全六十二丁）

第七 明治十四年七月十五日 末松謙澄

徳大寺宮内卿

第八 明治十四年八月二十日 末松謙澄

徳大寺宮内卿

第九 明治十四年九月 六日 末松謙澄

宮内卿

そこで次に右の「英國帝室諸禮觀察報告」の内容を号数順に沿つて紹介してみたい。なお紙数の関係もあり、ここでは筆者が重要と判断した点を中心として紹介することをお許し願いたい。

第一（明治十四年一月十三日）

本報告では、最初に英國の諸（儀）礼の背景となる歴史及び国情について次のような認識を示してから「君位」、「立嫡の法」、「新君即位の大礼」、「君主崩御と議会・枢密院」、「摂政」、「遺皇子」〔登位の次第〕等を説明する。

英國は嘗て共和政体となつたことがあるが、幾ばくもなくして立憲君主政体に復したことにより「慕古ノ精神一時ニ反動シ事々物々善トナク惡トナク大概皆共和ノ新制ヲ敗リ王政ノ舊觀ヲ復」した。これにより「英國帝室一切ノ慣例典規其ノ來ルノ遠ク且ツ久シキヲ觀」、且つ「凡百ノ事物苟モ現時ノ國福ニ災害アラザル以上ハ力メテ在來ノ舊觀ヲ將來ニ保守スルハ英國一般ノ國情」であるので、「國事ニ關スル諸禮式ノ如キハ最モ其ノ古キモノヲ貴ビ當世ノ文明ヨリ之ヲ觀レバ怪奇抱腹ニ堪」えないが、なお依然として維持して「外人ノ云々」を顧みない。故に英國の礼式は、英國人民と雖も「漠トシテ其ノ津涯ヲ辨知」できないので、外国人においてはなおさらである。

抑も英國帝室の諸礼を講明するためには、まず立憲政体の精神を知らなければならない。立憲とは「憲法ヲ立テ下ヲ約束スルノ謂」で、「憲法ハ法律ヲ維持スルノ具ナリ君主ヲ卑屈スルノ具」ではない。そして「君家ノ長久君主ノ幸福亦憲法ヲ尊重スルニ因テ生」じる。故に英國では君主即位の誓詞中、「法律習慣ニ準從シテ以テ斯民ヲ治ムベシ」との語がある。これは「民ヲ治ムルニ法律習慣ヲ以テス則チ國家ノ安寧上下ノ協和求メズシテ至ル是レ英國君主ノ最モ憲法ヲ尊重スル所以」である。

今帝ビクトリア女王の下での英國の繁栄は、「憲法ヲ尊重スルノ他人ノ及ブ所ニアラザルニ因」る。これは專制君主のロシア皇帝とは異なるものである。

〔君位〕

ここでは日英両国の皇位継承の相違点に焦点をあてて論述する。「英國ノ君位ハ血統ノ次第ニ因リテハ男女ヲ別タザルコト猶日本帝位ト同シ」であるが、相違するところは「英國女王ハ嫁スルコトヲ得日本女帝ハ獨居ヲ常」とする。⁽²⁹⁾男女が求め合うのは「人ノ性」で「皇嗣ヲ永續スルハ民ノ望ナリ」、「人主」であるために「其性ヲ撓メ其嗣ヲ絶シメントスルハ抑モ酷」である。ビクトリア女王は「從兄故アールバーレット公子ニ嫁」したが、この結婚は「公事ニ害アルヲ見」ず、公子の「賢ナル善ク忌諱ヲ避ケ約束ヲ守リ身ヲ政談域外ニ置キ専ラ力ヲ社會一般ノ改良ニ盡」したので、英國人民はその人柄を「追慕」している。

〔立嫡の法〕

君主の「權力責任」は男女に差異はなく、「立嫡ノ法」は日本の相続法を彷彿とさせる。英國の君位は、八九分は「世襲」で二二分は「選舉主」とし、「選舉主」は、君主でありながら憲法を破り民心を失う時、「國民ノ總代ナル議院」が君主は君位を「棄退」した者として「新君」を「奉戴スルノ權」により出るものである。しかしこの事態は、「非常ノ事變」のケースであり、概して「世襲」が中心である。相続の形態は、「長男」から「嫡孫」へ、「嫡孫」な

き場合は「現存子ノ年多キモノ」へ、もし男子なれば「長女」へ、「長女」死して子あればその子が、なれば「三三女年序ニ因リ嗣立」するというものである。なお大陸諸国中（仏蘭西及び日耳曼連邦等）には「女王禁制」をとる国もある。また「儲嗣」たる「皇子女」で病氣等、君主として適さない意外の事故ある場合、議院はその継続を変更することを得るが、「君位」はなお「世襲」である故、「系統ノ順序」はその人と「不幸ニ遭遇セザル者」とを同じとする。

〔新君即位の大礼〕

英國では「新君即位ノ大禮」は、「登位ノ日」に行なわず、日本の「故例」と同じである。例えばビクトリア女王は、一八三七年六月二十日が「登位ノ日」で、「即位ノ大禮」は翌年六月二十八日である。また一五四七年一月二十日のヘンリー八世崩御以来「先君崩御」の当日を「新君登位ノ日」とし、「新君在位」の年数に加えることになった。それ以前には「在位年数」は「即位大禮ノ日」より起算するか、もしくは「先君崩御ノ後幾千時日ヲ経テ登位ノ日」を定めたという。こうした「先君崩御ト新君登位」の中間時日においては「新君」を「帝王」とは称せず「大君（ドミニナス）」と称する。

〔君主崩御と議会・枢密院〕

君主が崩御すれば現在の議院は解散するため、次回の議員は「悉皆新選」する。これは、君主が「議院ノ上首」であるからである。故に君主が崩ずれば議院は存立できないと見做すことによる。しかし「新君登位」の初めに直ちに議院を解散し新選挙を行うと、「不便ト危険」が相交わるので（「世統ノ争論」など）、近世の憲法では旧議院は「新君」が解散を命じない限り「先君崩御後六ヶ月間」は解散できず（ジョージ二世制法）、もし君主崩御に際して議院閉会または延会のため閉院中の時は直ちに会集するのを例とする。枢密院は、古くは君主の崩御に際すれば一旦解散したが、「アーン帝ノ制法」によれば「六ヶ月間」成立することができる。但し「六ヶ月」以前に「新君」より新任

もしくは解散の命あればこの限りではない。故に近世の例規によれば「樞密參議」は「新君登位ノ日」に「新任ノ誓約」をなし、一度任じられれば「選任君主ノ登遐」までその官職を失わない。

〔摂政〕

皇族は十八歳で成年とする。故に君主は十八歳に至れば充分に「君權ヲ執行」することができるが、十八歳以前は摂政を立てる。摂政は、君主に代わって政を行ふが、「國書公文一切ノ書類」は乃ち君主の実名を用いる。但し「登位即位ノ諸禮式」は未成年と雖も成年と殊にすることはない。「君主登位ノ次第」は、「先君崩御」後直ちに「嗣君ノ登位日」とするため、「先君崩御」後、一二三の重官同伴して直ちに「嗣君」に奏聞し、「嗣君」は乃ち樞密院会議を開き「簡短ナル勅語」があり、また「蘇格蘭新教寺院保護ノ誓約」をなす。畢つて直ちに「新君登位ノ宣告」を発し、「樞密參議」は即時に「新君」の「樞密參議」たるの誓約をなす。

〔遺皇子〕

「先君」崩御時、皇后はいるが子がないので「旁系ノ皇子女承宗登位」する場合、「新君ノ登位」は確定と断決しない。これは万一皇后に「己ニ麗熊ノ吉夢」の可能性があることによる。この「遺皇子」は、たどえいまだ人知が及ばないが、なお「繼統ノ權利」を失わない。故に「新君登位ノ宣告書中亦此ノ意」を挿入するのである。このことは、議院においても同じで、こうした事情がある場合、誓約中に「先君ノ遺皇子アラザルニテハ」という語を交わす。

〔登位の次第〕

ここではピクトリア女王の「登位ノ次第」を「官報雜記」に考証して記し、中でも登位式、枢密院での勅語、スコットランドの新教教会の維持に関する誓約、上下院での新君奉戴の誓い、「ボッキンハム王宮」での登位宣告式、「チャーリングクロース」「テンプリバール」での宣告文朗読等について記している。

第一（明治十四年一月二十一日）

本報告では、主に英國の歴史では多くない事例の「去位」と、「攝政」について説明する。

〔去位〕

「去位」⁽³⁰⁾については、特に「英國ニ於テハ古來君主ノ去位ハ獨リゼームス一世ノミ」とする彼の後継問題、即ちメアリー一世とウイリアム三世の「聯立君主」問題等を事例にして説明する。この問題の経緯は、歴史的にも周知の事実なので敢て触れず、寧ろ末松がこの問題から何を伝えたかに焦点をあててみたい。

彼は、この英國の「聯立君主」発生時の憲法の運用及び議会の動向に注目し、「憲法」により「皇嗣」を定め「議院」にその議に与からせるのは「君權ノ薄弱」を意味するようみれるが「其實大ニ然ラズ」、中国・殷の「伊尹」や漢の「霍光」、「皇朝中古天子ノ廢立」の例にみられる弊害に比較して、「其ノ皇統ハ猶議院ノ力ニ因テ接續」し「女王メレーワ世ノ朝ニ方リ皇家ノ西班牙帝家ニ兼併」せられず「其間髮ヲ容レザルコト（譬フルモ恐多ケレトモ）猶我皇統ノ孝謙女帝ノ朝ニ於ケル」ようなものであるとして、その議会の対応・処理方を評価するのである。

〔攝政〕

攝政については、「常ニ議院ノ議決」を必要とし、「其ノ政務ノ時限權限悉皆豫メ」画一制定するので「絶テ姦臣竊攘ノ恐」がないが、「時限權限ハ必ズシモ一定」していないとした上で、以下「監國」「參判」「佐卿」の制も含めて、ヘンリー三世（「監國」）＝「陸軍元帥ベンブローク伯」、エドワード三世（「攝政」）＝「大僧正三僧正七貴族、別に「貴族」）＝「傳」、リチャード二世（「卿官九名（内僧正三人貴族二人士四名）」。但し「叔父ランカスター」が実際の「攝政」であるとの史家の説も紹介する）、ヘンリー六世（「監國」）＝「皇叔父ベッドフォード公」他）、エドワード五世（「監國」）＝「叔父グロースタル公」）、エドワード六世（「行遺忘者」）＝「カンテルブリー大僧正、司法大臣、

以下信臣十六人」及び「參判」＝「二十二人」、「監國」＝「新君ノ外叔父」＝「ハートフォード伯（後ソーメルセツト公）」、ジョージ一世（佐卿）＝「カンベランド公（皇子）カンテルブリー大僧正、司法大臣、大蔵總裁（大宰相）、樞密院長、秘璽監、海軍總裁、兩國務尚書（内外務卿）及王訟院大判事長」、ジョージ三世、ジョージ四世等の時の経緯に触れる。そしてこれらの事例の経緯を説明する上で、強く意識されているのは、議会の関与と摂政の時限・権限の実態である。特に時々の議会が摂政の存在と時限・権限を「攝政法」という法律の枠内で明確に規定した上で承認する姿勢を堅持しているという点に説明の重点を置いているのは、末松がそのポイントを適切に把握している証左でもある。

第三（明治十四年二月五日）

本報告では、「英國君主特權ノ及ブ所ヲ概論シ次クニ其用法ノ如何ヲ以テスルハ英國帝室ノ典例ヲ推明スルニ於テ甚ダ緊切ナルヲ知ルヘキ也」として、君主の各種権限について説明すると共に、あるべき君主の像を提示している。

〔君主の特権〕

①君主は外国に対して「一國ヲ總代」する。英國でも「外交際関渉ノ事務ハ君主ノ專掌」であるので、「國使遣差外使接受條約訂脩官戰講和」は全て「君主ノ特権」であり、また「内外ノ兵事ヲ節度シ陸海兩軍ノ根本」は君主であるので、その練習・進退、員數増減、城砦の修築・嶮要の護衛・船艦武庫の措置、男丁強募による従軍、港口閉鎖・船載拘束・兵器輸出入禁止、外国人の国外放逐・入国拒否等もみな「治國ノ大権」で、同じく君主の特権である。②君主は「行法ノ本源」である。よつて「英國君主ハ臣民ニ對シ成法執行ノ誓アリ臣民ハ君主ニ向ヒ審判要求ノ権」がある。君主は自ら訟廷に臨むことができないので法官を選任して「聽訟判決」させるが、判決後においても「事情憫諒」すべきものがあれば「輕減」「特赦」を行うことができる。「赦ノ容易ニスベカラザルハ法術ノ士ノ能ク

知」る所であるが、「輕減特赦ノ典ヲ行フハ治國ノ術ニ於テ實ニ已ムヲ得」ないことで、「其利害得失ハ之ヲ用ユルノ苟且鄭重如何ト顧ミルノミ」である。また「榮稱特例」は共に「國家全体ノ賜与」するところであるが、君主は「國家全体ノ總代」で「特權者」であるので、「貴族ヲ新封」し「勲章ヲ下賜」する等は悉く君主の特權である。これは議院と雖も「関渉」することはできない。また君主は、外国人帰化の許可、内國臣民への同一民権付与、国事により外国のある者への民刑事被告の責の免除等の特權も有する。

③君主は「行政諸官ノ首領」であるので、「一切官司ノ黙陟」は君主の特權である。英國では官吏を随意に罷免することは「安堵勉強ノ志」をなくし「事務ノ錯雜淀滯」を招き易いので「治國ノ得策」ではないとする。よつて「政黨ノ代謝」により「換置」する官司と「常務従事ノ属員」とを区別して「仕官ノ体裁」を整頓している。これは米国の大統領の交替ごとに「文官換置ノ困雜名状」すべからざる状態であるのとは異なる。また「新官設置」は君主の特權であるが、その俸給を付する時は議院の計議を経ることになる。現に「文官服務法(新制ノ論ハ政論一大問題)」で、日本でもこの制法を要する期は遠くないであろう。

④君主は「議院ノ首長」であるので、議院の議事は君主の認可を得ないと法律とはならず、その認不認は君主の特權である。但し実際の経験によれば、議院可決の議事を却下すると「上下乖離ノ初メ」となり「明主」の好んでなすことではないので、万々やむを得ない外は容易にその特權を「施用」しない。もし「施用」したとしても議院にはその「條理説明ヲ要求」する権はない。また議院招集の権は君主の専有で、君主が勅使の出席をなさなければ開院することはできない。その他開議の処所指定、閉会・解散及び十四日の予告による閉会の議院の招集、上院議長の選任・下院議長の認可等も君主の特權である。

⑤君主は「國教ノ首宰」で、僧官大会の招集・延会・解散、僧官の指名任補・教門争訟の最後控告等は君主の特權である。教法上は他に隸屬せず、このため「儼然大檀那ノ本地」を占めるので立法行政のことに関し外国人から「教

法ノ威勢」により掣肘される恐れはない。これが君主が「國教ノ首宰タル特權ヲ固持」して放さない所以でもある。

⑥右のほか、君主特權の一部をなすものとして、租税を納めない、道路・橋梁の通行錢を払わない、臣民に対する貸借訴訟における先取特權等がある。

⑦英國では建国の中心が「君王ノ一身」にあるため君主の身体保護の法律は「實ニ其ノ嚴ヲ尽」している。君主の「死凶敗類ヲ欲望スル者」は「建國ノ基礎ヲ顛覆」する者と同一視し、その「欲望ノ實」さえあれば未実行でも「最上ノ重叛國罪」とする。

⑧英國の君主は「全國調理ノ大任」を負うが、實際の政務においては「其特權ヲ執行シ其責任ニ當ルハ當路ノ諸大臣」である。君主は「常ニ當路大臣ノ贊議ニ隨テ萬機ヲ裁決」し、「自用專斷」はあつてはならない。これにより「君主所爲ノ過誤失錯違法ハ大臣宜ク其責ニ任」じ、その罪を君主に帰することはできない。他方君主が「自用專斷」した時は、君主の命令に服する必要はなく、「既ニ立ルノ法ハ改正ノ正路ヲ經ザル以上ハ君主ト雖モ之ヲ左右」することはできない。

大臣は「最モ公衆ノ信用」ある者を選任し、「愛憎」によることはない。「公衆信用ノ多少ヲ量」る場は議院であるので、大臣は常に「議院ノ名流」から取る。もし現任大臣にして重大事件にあたり議院の多数を得られない場合は辞職する。また議院の多数が輿論にあらざると認められる時は、君主に奏請して議院を解散し新選議院をもつて輿論とし、現任大臣が政策賛成者の多数を得られなければ現任大臣は辞職する。そして辞職の大臣は、反対党の最も「公衆ニ信用」ある者を推举するを例とする。君主は、この人物を引見して新政府の組織を任せ、この人物が次回の大宰相となり組閣を行い、その人事を「君王ノ覽」に供する。君主は、「大事故」がない以上は「異見」を付せず直ちに新大臣とする。英國では人を用いるに「愛憎ノ心ヲ制スルノ深クシテ人ニ任スルノ厚キヲ明君」とする。今帝のビクトリア女王がその例である。

⑨帝室費は「一世一議定」で、毎年国庫より受け、年額は、新君即位のはじめ議院で議定し年四回にわけて納める。その内訳は、内帑・宮中官以下諸俸給・宮中費・年金及び慈惠賑恤費・非常費からなる。「文貴治國」において最も欠くべからざるものである年金は、「國家公衆ニ功勞アリ若クハ學術技藝ニ通達セル者若クバ其子孫ニシテ家政不如意ノ人ニ賜與」すると共に、「過去ノ功ヲ追賞シ其急ヲ周ウスルノミナラズシテ未來ヲ獎勵」するもので、必ずしも勲章とは供行していない。また年額のうち、未支出の分は他年に流用することができる。その対象者は、「無私公平ニシテ國人ノ公認」を受ける人物で、当路大臣の奏上により選ばれ、年金額は「其人ノ地位ト必須ノ状情トヲ斟酌」する。「賞賜ノ妙ハ其ノ程度ヲ端倪」しないことにあるので、日本でも「勲章賜與」は「一定ノ常數」を定めるべきでない。⁽³⁾

第四（明治十四年二月二十日）

本報告では、〔皇族婚嫁〕、〔君主の起居公告〕、〔年号・謚号〕、〔皇子子女降誕証記〕（内容簡略）、〔皇族教育〕、〔貴族教育〕、〔行幸〕等を説明する。

〔皇族婚嫁〕

英國の君主は、「皇族ノ嫁娶ヲ節制」する権があるため、「嫁娶」は君主の「準許」を受けるのを例とする。ヘンリー八世制定・エドワード六世修正の「叛國罪条例」では「准拠」を経ず婚姻を約する者は「重叛國罪」とされ、ヘンリー六世の「制法」では皇太后は「准拠」を受けないとされている。またジョージ二世制定の「皇族婚姻法」によればジョージ一世の子孫（外國婚嫁皇女ノ子孫ヲ除ク）は男女の別なく君主の「准許」を受けなければ「嫁娶」を約することはできず、君主の「准許」は「國璽」により「印証」し、且つ「枢密院記簿」に騰記する。なお二十五歳以上の皇族子女が「君主ノ異見」を用いずその「婚嫁」を遂げようとするものは、その主意書を

枢密院に出すことができ、枢密院はそれを「院簿」に謄記し、十二ヶ月以内に議院において特に異議がなければ皇族子女は婚約を結び婚儀を行なうことができる。

君主自家の結婚を節制する法律はないが、実際には大臣の「賛議」と議院への「通告」を例とする。なお君主が皇族の婚姻について何等親まで「關涉」できるかは古来より判然としない。また歐州ではかつて政略婚として「甲乙國皇族互ニ婚嫁ヲ以テ政略ノ寄貨トシ其ノ信愛如何ヲ問ハザルモノ」が多かつたが、遂に系統の葛藤を致して「不辜ノ蒼生ヲ戰爭ノ塗炭ニ陥レシ」ものが少くない。但し近時は「君民同治政體精神ノ旺盛」に従い、皇族の婚姻が国政上に影響を与えることは前日のは如くではなくなり、「政治婚ノ弊」は大いに減じている。また皇族女子が外国皇族に帰す時は、出嫁前に本国の君位継続権を抛棄する約をなす。

〔君主の起居公告〕

英國では君主の起居は、事の細大を問わず公告文体に記して都下の新聞紙社に付し、宮報欄内に刊行させる（実際の宮報欄の見本を掲げてある）。日本では「太政官日誌」以後、宮中の事を公告することを廃したが、今後宮内省で旧例に復して「少シク其詳ヲ加へ日三宮中ノ事ヲ公告」し、「愈ヨ臣民親愛ノ心ヲ益サシムルノ日ノ遠」くないことを信じる（なお日本の『官報』の刊行は、明治十六年）。

〔年号・謚号〕

西洋には年号・謚号の制はなく、紀元乃至君主即位の年次を用いているが「其簡實ニ健羨」すべきである。「東洋無用ノ發明未タ年號謚號ノ制」より甚だしいものはない。既に一世一元の制を設けられているので、「天子萬歳ノ後ハ直ニ年號ヲ以テ追謚ニ代エサセラル、ノ最モ聖斷ナルヲ愚信」する。

〔皇族教育〕

皇子は海陸軍学校か尋常の文学校に入学するが、主眼とするところは一科専門の学に熟達することを求めるのでは

なく、「紳士社會普通必要ノ事務ヲ通曉シ之ヲシテ應對進退ノ節ニ閑ヒ上下ノ状情ヲ暗ンゼシムル」ことにある。このため欧洲の皇子女は概ね三ヶ国語に通じ、音楽絵画を悟ること少なくない。

〔貴族教育〕

英國では「有為人物」が貴族からでていることが多く、現に政治家で名のある人物は貴族の領袖が少くない。これは教育が宜しきを得てゐるためである。幼にしてイートンやハロー等の有名学校で、普通の学科を修め「貴賤混交技倅」により能力を判定し、長じてはケンブリッジやオックスフォード等の大学で議員や代言人になることを目的として法学に従事する。卒業後は、議員や代言人になるほか、在外公使属員となり他日外交官となるものもいる。貴族との理由から幼にして「深宮ノ中ニ養ヒ乃至同族專有ノ學館ニ入レ人生ノ艱難ヲ知ラズ上下ノ状情ニ遇セズ富貴ニ種」あるは貴族教育の道ではない。旅行は、「人の固陋ヲ去リ视察ヲ強クシ所謂百聞不如一見ノ益」がある。その益は、「最モ社會ノ上流ニ位スル者」に多い。これは歐州の皇族が小にして内外各地に往来し遠くは「東洋ノ極地」における所以である（ここではビクトリア女王の幼少時のこととを事例としている）。

〔行幸〕

英國君主の内地行幸は、議院開院・即位大礼等の大儀を除いて「最モ簡便」を主としている。また外国行幸は、「名ヲ棄テ異名」を用い尋常人として旅行する「インコグニトー」（但し、實際は名前が知られていてそれを隠匿するものではない）をとるのを例とする。この例は近世歐州各國君主の大方が用いるものである。

第五（明治十四年三月十四日）

本報告では、「皇后」、「皇太后」、「皇子女降誕証記」、「立后」（内容簡略）、「立太子」、「皇族」、「プリンス・オブ・ウェールズ号等の由来と封賜式）等を説明する。

〔皇后〕

皇夫・皇后は、臣民の樊閑外にでることはできないが、君位に接近するため一般臣民に超出する「榮譽特例」を享有する。故に民事訴訟上は「獨立女（ファムソール）」と見なし、「有夫女（ファムコーバルト）」とは見なされず、特別に動不動産の所有・処分、道路・橋梁の通行錢の不払い、諸法庁での罰金不科等の特権を有する。また皇后は、王宮以外に皇后宮を設け宮司を置くことができる。皇后の身体保護は、厳しくて王と異なることはない。エドワード三世制定の法律によると、皇后の殺害等を計画する者は「重叛國罪」とされる。そして皇后の犯罪に対しては、上院が「聽判」する。またかつて皇后には特別の「皇后金徵收權」があつたが現在は絶えている。

皇后は、一般人民に超える地位を有し、「生子」は皇統を継ぐ権利を有しているので、皇后を冠する礼がある。通常特別にその礼を行うことはなく、君主即位の同日同處で兼帶して執行する。

〔皇太后〕

皇太后は、「先君ノ后」であるので、皇后の時の「榮譽特例」を有するが、その殺害と瀆徳に「重叛國罪」は適用されない。それは皇統に影響することがないことを理由とする。

〔皇子女降誕証記〕

ここでは「英國今太子エドワルドアルバート」が一八四一年十一月九日に誕生した時の事例を踏まえて、内閣大臣・枢密參議等による「降誕証記」の調印、内務省による「愛島總督」への特使派遣、外國宮中への報告、医官による容体書の作成と掲示、枢密院会での「安產謝神ノ願文ノ体裁」議定及び官報での布告、皇族参代と母子存問、降誕祝砲、宮中拝神所での「謝神ノ禮」、「降誕ノ王子」の「上等社會男女」への拝観等、全體的な手続きを説明する。そして諸皇子女の降誕も皇太子の例と「大同小異」という。なお右の拝観について、末松は「自ラ社會ノ善男女ヲシテ夙ニ親愛ノ念ヲ纏綱ノ中ヨリ彌増サシムルノ方便」であるので、「立憲君主政體國」では時々欠くべからざる

ものとしている。

〔立太子〕

英國では君主に「生子女」があるなしに拘わらず「儲君」は常に國法上で一定しているので「立太子ノ儀式」はない。ただ「當代ノ嫡子」は「正嗣」と称し、その他は「假嗣」と称する。君主に子なければ、「假嗣」が相続するが、もし君主に子が誕生すればその「假嗣」は相続權を失う。また「皇女」は、たとえ君主の「初生子」でも「假嗣」で、「皇子の降誕」があれば直ちに「嗣立ノ權」を失う。

〔皇族〕

英國で皇族とは「皇子女、皇孫男女皇弟姉妹皇姪男女皇伯叔父母等」で、また皇族の夫妻は「入嗣ノ權」はないが、皇族の一部と見なす。「皇長女」（「元女」ともいう）は、法律上その「清操ノ看守」を嚴にすること皇后及び太子妃と同じである。またその徳を漬する者は「重叛國罪」とする。これはその身が極めて「嗣立ノ地位」に近きため「皇統ノ汚濁」を防ぐためである。

〔プリンス・オブ・ウェールズ号等の由来と封賜〕

ここではプリンス・オブ・ウェールズ、コーンウォール公等の身分の由來・權限、及びその封賜の手続き等を説明する。この中で末松は、一人の人物に「數種ノ爵号」が付されているのは「封建政治ノ遺風」「告朔ノ饋羊ヲ惜ムノ類」とし、英國では可でも日本では模擬すべき制度ではないとしている。

第六（明治十四年四月六日）

本報告では、「太子妃・諸皇族妃の皇子女降誕」、「皇族席順」、「皇子の區別」、「品位・皇族の交際・皇族の外國行」、「元服」、「外國行幸」等を説明する。

〔太子妃・諸皇族妃の皇子女降誕〕

女王もしくは皇后に比して太子妃・諸皇族妃の出産は大いに簡である。諸皇族妃の出産には内閣大臣の祇候も一人（通例内務卿）に過ぎず余事もこれに準ずる（以下、現太子妃の初産＝嫡孫の出産時のことを中心としてその流れ、手続き等を説明）。

〔皇族席順〕

法律によると男子の部は、君王→儲君→自餘皇子→皇孫→皇兄弟→皇姪→皇伯叔父とする。なお皇子或いは皇孫中に二人以上いる場合は長幼により、皇孫中では嫡孫は特に嗣君の下で諸皇子の上に居るのを例とする。その他の皇子の子は、皇女の子の上に居るが、皇子の子はその父の長幼、皇女の子はその母の長幼により各々前後を判する。女子の部は、粗々男子の部と同じである。蓋し皇族順序の精神は、首として「繼體權利ノ遠近」にある。「國家ノ真福」は法律により「萬事ヲ節制」し、法律は「君主ノ意想」により左右されではならない。英國が「國法」により各人の「權力地位」を制限し繼嗣の秩序を「井然」とするのもこれらの一意にでるのに似ている。

〔皇子の區別〕

英國では「親王宣下」の例はない。これは嫡出皇子は生まれながら皇子で宣下を要しないからである。太子は生まれて日ならずしてプリンス・オブ・ウェールズに封ぜられる。その他の皇子は、大概成年の後、公爵貴族に封ぜられ、封爵前はプリンス某と称する。皇子封爵の法は、尋常貴族新封と同一で、地名をとつて爵号を定める。また英國皇子の封爵は、従来プリンス某と諱を通称していたのを、新封の爵号に改めて称呼するに止まり、「ローヤルハイネス」の尊称は故の如くで、継統権及び席順も封爵以前と殊なることはない。但し皇子と雖も太子をはじめ爵号を有する者は上院議員となる。

〔品位・皇族の交際・皇族の外国行〕

英國には「品位」はないので、皇族相互の交際は社会一般の親族相互の交際と同じである。英國では君主身上的責任に公私の別を立て帝室の内事は概ね「私礼」により人情の自然にもとらないからである。故に垂示問題中の「朝覲行幸朝観行啓及ビ皇太子挙觀等ノ諸題」に答える細節はない。皇族の外国行は、予め君主の認可を受けるのを例とするが、その奉辞及び命は全く「私礼」のため特別の儀式はない。

〔元服〕

西洋には「元服ノ礼」はない。英國では常人の成年は満二十一歳で、皇族は十八歳である。儲君の満成年には国民は通例「歡賀ノ情意」を表して「愛君ノ礼」を尽くすが、特に「祝賀ノ國儀」はない。また国民の賀意も時情により差異がある（以下、一七三七年ウイリアム四世が病にあつた時のビクトリア姫（現女王）の満成年時の模様を説明）。

〔外国行幸〕

國務尚書一人（通例外務卿）が供奉するが、内国行政ノ体裁は公行私行を論ぜず共に平日と異なることはない。これは近世は通信や交通の便が非常に発達して帰駕の道も甚だ自由なためである。但し万一數千里外の遠国に行幸する時は、攝政を選舉する等のことが考えられるが、これについては一定の成規はない。なお君主の行幸には常に宮中官数名が供奉し、女王には女官が供奉する。國儀の外行には特に注意を加え宮中官中の顯官を選び人員も私行より多くするが、東洋往時の行列のような大人数を従えることはない。一八五五年のパリ公行も女王、皇夫、太子、元女が同行したが、供奉員は外務卿を含めて女四人男十人に過ぎなかつた。

外国公行は公礼によりその国の君主と会見して交誼を厚くすることを主意とし、私行は避暑避寒或いは浴泉等のため遊幸してその国の皇族を尋問するが、一個人の親族または朋友として私礼をもつて交際するものである。よつて外國君主の公行を受ける国は上下相和して盛んに待遇を厚くし、それを「實形」に表するを「礼」とするのである。「實形」とは兵隊を整列し国旗を翻し、「花門」を立て「現華」を点する等をいい、これらは私行には無いものである。

なおグラント氏の東洋諸国訪問時、各国は彼の武功やアメリカ合衆国大統領の経験等を考慮しその待遇は尋常人の比ではなく、特に日本は優待を極めたが、歐州の君主の「外国公行ノ礼」を知るにつけ思い半ばに過ぎるものがある。

第七（明治十四年七月十五日）

本報告では、主に一八五五年に行われたピクトリア女王のフランスへの行幸の次第を詳細に説明し、最後に君主の公行といつても別段一定の儀式がある訳ではなく、時情により多少の差異があることを強調する。

第八（明治十四年八月二十日）

本報告では、一八五五年のナポレオン三世の英國訪問を詳細に説明し、且つ一八六七年のトルコ國皇帝及び一八七三年のペルシャ國皇帝等、外國君主の英國訪問時の次第にも言及する。

第九（明治十四年九月六日）

本報告では、主に謁見式と音楽会・舞踏会を詳細に説明する。英國では新年や紀元節の朝賀・宴会等はないが、二・三月から四・五月にかけての謁見式、五・六月の音楽会・舞踏会（各二回）等がある。ここでは紙数の関係から謁見式に触れる。

謁見式は、男子のみの「レベー」（通例四～五回。但し女王の「レベー」は、皇夫薨去以来太子の代臨が多い）と首として婦人（但し男子は、内閣・宮中官、外交官、謁見婦人の良人でやむを得ず供行すべき事情ある者に限る）を対象とする「ゾローライグルーム」（通例年四回）がある。また「コート」と称し、首として外交官を招く謁見式もあるが、これは女王が皇夫薨去以来、公儀に臨むことが稀となつたため、その「修文ノ意」が尽くせないため外交官

達を特に引見する式を設けたことによるが、ここ数年来は「ゾロイ・イングルーム」と合併している。以下、末松は「ゾロイ・イングルーム」を中心に説明しているのでその要点を列記する（「レベー」は、「ゾロイ・イングルーム」と異なるとする。但し実施場所は、セントジエームス宮である）。

「ゾロイ・イングルーム」

①実施日は、予め公告し、外国公使館には特に通知する。

②実施場所は、以前はセントジエームス宮であつたが、近時はバッキンガム宮である。

③宮階前に「騎馬ノ榮兵」を配置して、外交官及び内閣大臣等は私門から出入り（正門が馬車雜踏のため）できる「特例簡札」を付与する。

④謁見式は正殿で行い、便殿では行わない。

⑤正殿の正面壁には扇様の蓋ともいうべきものがあり、その下に御座を設け君主は前面に立ち、諸皇族は席順によりその左（君主からみて、以下同じ）に立ち、君主直近の左から太子妃以下女皇族席順により列侍し、ついで太子以下男皇族順次に列侍する。謁見者は、右より左に横進する。君主の右に宮内卿侍立して謁見者の姓氏を言上する。

⑥謁見室には宮中官が侍立し、種々礼式の補助を行い、また内閣大臣も侍立するのを例とする。さらに謁見者人口の手前には「イオマン（宮中衛兵）」が整列する。

⑦謁見式では外交官一類が一般謁見者に先んじ、また男子は女人に一步を譲るを例とするので、第一の謁見者は外交官夫人となる。その順序は、良人の席順に従う。ついで外交官となる。

⑧外交官の順序は、外交階級により、同階級は「来駐就任国書奉呈ノ前後」による。書記官以下は、自國公使の後について一團を形作る。これは外交官夫人達でも同様である。

(9) 外交官男子謁見の際には外務卿、女子の際には外務卿夫人が宮内卿と併立することが多い。

(10) 一般の謁見者の式は、外交官のそれと同じであるが、その数の多さから受付所出張官吏と謁見入口で宮内卿に名刺を渡すのを例とする。謁見の順序は一定の規則ではなく、謁見後は直ちに退出するのを例とする。

(11) 男子は「屈腰低頭ノ礼」、女子は「屈膝低頭ノ礼」を用い、且つ女王は初めて謁見する貴族の妻女には「以唇觸臉ノ榮」を与え、常人の妻女にはその屈膝をみて手を与え、謁見者は右手でこれを捧じて唇で触れる。なお外国人婦人は、「屈膝低頭ノ礼」のみである。

以下、内国人と外国人（「朝見」も含む）が謁見式に臨むまでの手続き、服装等の説明がなされている。

おわりに

以上、末松謙澄の「英國諸禮觀察報告書」の内容を、その作成経緯を含めて検討してきた。そこで最後に報告書の内容上の特色について、次の点を確認しておきたい。

第一に、末松の報告は、それを明治十年代から同二十年代初頭に日本国内で議論されたものと比較してみると概説的かも知れない。しかしこれは末松が基本的に個人で調査しているという事情から止むを得ないもので、組織が行うものと単純には比較できないものであろう。また記述形式は、飽くまでも諸礼のありようを軸に報告し、中でも手続き、式次第に重点を置いたものであるが、まま微妙な言い回しで、例えば君主の年金賜与、起居公告、年号・謚号等のケースでみられたように、自己の見解も含めて日本のあり方に言及するという姿勢をみせてているところもある。なおあまり触ることはできなかつたが、実は彼は説明の展開上、日本の源氏物語や中国の韓非等の言説を引用しながら理解し易くする工夫をしている。中でも源氏物語は、報告書提出の翌年に英訳刊行していることから、

その内容については彼なりの理解と知識が充分蓄積されていたものと推察され、彼の源氏物語研究についての動機・背景等を新たな視点からみる材料を提供するものであろう。

第二に、「大日本帝国憲法」をはじめとする近代日本の法整備は、参議伊藤博文の欧州での憲法調査に触れるまでもなく、プロシア流の憲法を軸とした法体系との比較の中で語られることが多い。しかしその法整備と密接に関わる皇室儀礼を含めた近代皇室制度は、どのような考え方から確立されたのであろうか。こうしたことを考えると、末松の報告書にもっと積極的な関心を持つてもよいのではないかと考える。少し話が大きくなるが、大正から昭和初期にかけて憲法体制の運用について、英國の立憲君主制を手本とすべきとの論議が各方面からなされた事実を踏まえると、末松をはじめとする英國を対象とした諸調査にも別の新たな視点から検討する価値があるよう思えてならない。即ち、「明治十四年の政変」時において、英國流の議院内閣制に着目した大隈重信等が政府から追放されたことと対比して、後年の論議は、どのような社会・政治的背景、憲法学理の展開等の中で可能となつていったのかということについて、我々は充分な説を得ていないのではないか。

いずれにしても最初に述べた如く明治十年代は、政府および宮内省において近代皇室制度のあり方を模索する各種の調査がなされている。本稿で取り上げた末松の調査もその一つであるが、問題なのはそれらの調査が近代皇室制度の確立のための論議とどのように関わり、さらにどのような意義を有したものであつたのかということであろう。しかしこの問題は、明治十年代の各種の調査の全体像が判明しないと行えないものである。そうした意味から今後筆者も本稿の研究テーマを継続して調査する計画であるが、他方本稿が少しでも全体像の把握のための研究がなされる刺激ともなればと願っている。

- (1) 末松謙澄の生涯については、「末松謙澄」（昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第二十卷）（昭和女子大学、一九六三年）所収）、金子厚男「末松謙澄と『防長回天史』」（青潮社、一九八〇年）、玉江彦太郎「青萍・末松謙澄の生涯」（葦書房、一九八五年）、秋山勇造「末松謙澄—生涯と業績—」（神奈川大学人文学会『人文研究』第一三〇集）等を参照。また本稿に関連する在英中の末松の模様を知るには、王江彥太郎「若き日の末松謙澄 在英通信」（海鳥社、一九九二年）、小山勝『破天荒〈明治留学生〉列伝』（講談社、一九九九年）等を参照。
- (2) 昭和五十五年末松本家から在英中、謙澄から父房澄、母伸子、房泰（兄）、房恒（兄）に宛てた書翰が発見された。このことにより從来在英中の姿が中々伝わらなかつた状況が漸く改善されることになった。書翰の内容は、前掲「若き日の末松謙澄 在英通信」に詳しいので参照してほしい。なお末松に関する史料については、こうしたこともあるのでまだまだ発掘の可能性があるようと思われる。
- (3) 「国立公文書館所蔵権密院高等官履歴」第三卷（東京大学出版会、一九九六年）所収「末松謙澄」（四四九頁—四八〇頁）。
- (4) 宮内庁書陵部所蔵「三峰日記」三（幽架番号／明一四四七）。
- (5) 本文で明らかなように、報告書の内容は、後に「大日本帝国憲法」、「皇室典範」、「皇室令」等で規定されたものが混然一体となつており、よつてここでいう「諸礼」とは、単なる式次第という意味での「礼式」の問題に限定せず、寧ろ「制度」という言葉に置き換えて理解した方が内容の把握において適切のようと思われるものが多い。では近代の皇室制度は、どのようなものにより構成されるのであろうか。現在筆者は、國務・統帥の両事項に直接関わるものは別にして、大きく分けて①天皇の身位に関する事項、②祭祀に関する事項、③即位式、謁見式等の恒例・臨時の儀式に関する事項、④皇族に関する事項の六つの要素からなるものと理解している。
- (6) 「明治天皇紀」第一（吉川弘文館、一九七八年）、明治元年八月十七日条。七九四一七九六頁。
- (7) この即位式及び大嘗祭をめぐる諸問題については、武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察—明治初年における津和野派の活動を中心に—」（井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』（第一書房、一九八七年）所収）、武田秀章『維

新期天皇祭祀の研究』（大明堂、一九九六年）、高木博志『近代天皇制の文化史的研究－天皇就任儀礼・年中行事・文化財－』（校倉書房、一九九七年）等の諸研究から多くのことを学ばせていただいた。ここに記して感謝の意を表します。

(8) 東京大学史料編纂所所蔵「大日本維新史料稿本」明治元年八月二十七日条。

(9) 本文で触れたもの以外に「即位新式抄」では一世一元制の採用が唱えられていたが、即位式直後の九月七日に改元がなされている。

(10) 内閣記録局編輯『法規分類大全第一編 外交門 三』（一八八九年刊）所収の「英國王子御接待條件」（二三四頁）、「英王子御接伴條例」（二四貞／二二六頁）では「紅葉亭」と表記する。

(11) 右に同じく「瀧見離宮」と表記する。

(12) 『明治天皇紀』第二（吉川弘文館、一九六九年）、明治廿一年七月二十八日条、一六二貢／一六三頁。

(13) 前掲『明治天皇紀』第二卷、明治二年七月二十五日条「五八頁／一六〇頁、同八月三日条、一六七頁／一六九頁。この件に関する関係資料には多くのものがあるが、ここでは政府側のある程度纏まっているものとして、前掲『法規分類大全第一編 外交門 三』所収の「英國皇子來航」（二二五頁／一三九頁）、外務省外交史料館所蔵「外國貴賓訪問關係雜件（別冊）英國ジュック、エットウインブルク親王來朝ノ件」（分類番号／六一四一四一—一三一一）、宮内庁書陵部所蔵「明治二年英國皇子來朝接伴記」（國架番号／明一一一〇七）、「英王子御接伴條例及英米公使參朝手續 完」（國架番号／一六九一二八四）等があることを確認しておきたい。

(14) 近代日本における皇室儀礼が持つ意味については、前掲『近代天皇制の文化史的研究－天皇就任儀礼・年中行事・文化財－』、T・フジタニ著／米山リサ訳『天皇のページメント 近代日本の歴史民族誌から』（日本放送出版協会、一九九四年）等を参照。特に前者は、近代日本の国際化がもたらす皇室儀礼の国際化に着目する視点から優れた研究成果を生み出している。

(15) 明治十数年の皇室制度の調査は、本文で触れたもの以外にも諸規取調所（明治十一年設置／廃止不詳）、内規取調局（同十五年設置／同十六年廃局）、制度取調局（同十七年設置／同十八年廃局）でも行われている。このことについては、いくつかの研究成果があるが、ここでは適切な論文と関係資料が収載されている小林宏・島善高編著『明治皇室典範（上）（明治二十二年）』（日本立法資料全集16）・（信山社、一九九六年）を紹介しておきたい。また明治十八年から二十年にかけ

てなされた侍従藤波言忠の調査については、柴田紳一「藤波言忠伝」（藤波家文書研究会編『大中臣祭主藤波家の歴史』（続群書類）從完成会、一九九三年）所収）、拙稿「侍従藤波言忠とシユタイン講義—明治天皇への進講に関連して—」（『書陵部紀要』第四十六号）、川田敬一「皇室制度形成と藤波言忠」（『産大法学』第三十二卷第四号）等を参照。

(16) 国立公文書館所蔵「單行書 大使書類」中にある。なお本稿では紙数の関係からこの東久世通禧らの調査内容を紹介する余裕がないので別の機会に譲りたい。

(17) 東久世と五辻は、帰国後「英佛兩國ニテ質問之書類三冊」を提出し（提出時期不詳）、さらに持ち帰った「書籍」で「巨細可取調」予定のところ「去ル五月（明治六年—引用者注）京城炎上之節於省中惣テ焼失」してしまった。そこで「再應必要之書籍各國都府ヨリ取寄候上猶取調可指出候」という事態に至った。こうしたこともありこの時の東久世らの調査は不十分なままに終わつたとされ、これが彼らの調査結果を芳しいものとしない一因となつてゐる。

(18) 井上馨侯傳記編纂會「世外井上馨傳」第三卷、一一八頁。

(19) 『明治天皇紀』第四（吉川弘文館、一九七〇年）、七二二頁～七二三頁。

(20) 前掲「世外井上馨傳」第三卷、一二七頁。なお、外務省百年史編纂委員会編「外務省の百年」上巻（原書房、一九六九年）では、同じく井上外務卿の時代のこととして「内外交際宴会礼式」が編集され、「外賓接遇の諸作法に習熟するための各大臣・各省の卿が交互に宴遊会・夜会・舞踏会を催」（一五七頁）したとある。これがさきの「諸禮式」とどのように関連するのか、筆者は明らかにできない。

(21) 前掲『法規分類大全第一編 外交門』三二、二〇八頁～二〇九頁。
(22) 緒・水芳照編『図説・宮中行事』（同盟通信社、一九八〇年）所収、嗣永芳照「総説」（一六七頁～一七六頁）参照。
(23) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』五（瑞書房、一九七七年）、三〇一頁、明治（十二）年二月九日付伊藤博文宛末松謙澄書翰。

(24) このことに関しては、松村正義氏が『ボーツマスへの道 黄禍論とヨーロッパの末松謙澄』（原書房、一九八七年）に詳しく論述されているので参照してほしい。

(25) 前掲『伊藤博文関係文書』五、三三七頁～三三八頁、明治（十二）年九月十九日付伊藤博文宛末松謙澄書翰。
(26) 前掲『明治天皇紀』第四、六一〇頁～六一一頁。

(27) 筆者は、名和の調査報告書を確認していない。

(28) この「英國諸禮觀察報告書」は、すべて「式部寮」十三行罫紙が用いられ、筆跡もまちまちである。よつて末松側或いは式部寮側で清書したものなのか、また誰の筆になるのかも判然としない。さらに現在確認される報告書が末松のすべての報告書かどうか、ほかにあるのか、という点について筆者は確答できない状況にある。なお第九番目の報告書の書きぶりは、これが最終の報告との雰囲気を伝えてはいない。本文で触れたように、末松は明治十三年十二月依願免本官、同十四年にはケンブリッジ大学 (the College of St. John the Evangelist Cambridge) に入学。同十四年まではこうした調査・報告にも時間を見てることができ。同十五年以降は大学での勉学のため調査・報告は事实上不可能となっていたのかもしれない。

(29) 近代の皇室制度では「女帝」は、認められていないことは周知の事実である。この末松の既述は飽くまでも近代の皇室制度が確立する以前のケースを述べたものである。

(30) 末松は、報告書で「篡奪君主ノ去位」は「退位」とい、「去位」といわない説もあることを紹介している。

(31) ここで末松は、帝室費の改正論及び「年金賜與」の帝室費からの分離論を紹介するが、特に後者では君主の「慶賞ノ權」と「年金賜與」との関連性からそれが実現していない経緯を記している。このことは、近代における君主の「慶賞ノ權」が持つ統治上の意味・効果について重要な論点を提供しているものであろう。